報　道　発　表

令和8年11月27日
財　　務　　省

財政融資資金預託金利　（令和8年12月1日以降適用）

約　定　期　間		利　　率
1ヶ月以上	3ヶ月未満	1.20%
3ヶ月以上	6ヶ月未満	1.26%
6ヶ月以上	1年未満	1.44%
1年以上	2年未満	1.6%
2年以上	3年未満	1.7%
3年以上	4年未満	1.8%
4年以上	5年未満	2.0%
5年以上	6年未満	2.1%
6年以上	7年未満	2.2%
7年以上	8年未満	2.3%
8年以上	9年未満	2.4%
9年以上	10年未満	2.6%
10年以上	11年未満	2.7%
11年以上	12年未満	2.9%
12年以上	13年未満	3.0%
13年以上	14年未満	3.1%
14年以上	15年未満	3.2%
15年以上	16年未満	3.3%
16年以上	17年未満	3.4%
17年以上	18年未満	3.5%
18年以上	19年未満	3.5%
19年以上	20年未満	3.6%
20年以上	21年未満	3.6%
21年以上	22年未満	3.7%
22年以上	23年未満	3.8%
23年以上	24年未満	3.8%
24年以上	25年未満	3.9%
25年以上	26年未満	3.9%
26年以上	27年未満	4.0%
27年以上	28年未満	4.0%
28年以上	29年未満	4.0%
29年以上	30年未満	4.0%
30年以上	31年未満	3.9%
31年以上	32年未満	3.9%
32年以上	33年未満	3.9%
33年以上	34年未満	3.9%
34年以上	35年未満	3.9%
35年以上	36年未満	3.9%
36年以上	37年未満	3.9%
37年以上	38年未満	4.0%
38年以上	39年未満	4.0%
39年以上	40年未満	4.0%
40年以上		4.0%

(注) 財政融資資金法第七条第四項の規定により付する利子の利率（期限前払戻金利）は、財政融資資金預託金が預託された時において法第七条第三項の規定により約定期間に応じ財務大臣が定めた利率（預託金利）のうち当該預託金の約定期間に応じて定められたものと当該預託金が預託されていた期間に相当する約定期間に応じて定められたもののいずれか低い利率から年0.100パーセントを控除した利率を上限として、国債の利回りに基づき算出する割引率表により求められる当該預託金の期限前の払戻しを行う日における現在価値に相当する金額を払い戻すこととした場合における当該払戻しを行う日までの期間に応じた利率に即して財務大臣が定める利率とする。ただし、年0.001パーセントを下回る場合には0.001パーセントとする。

連絡・問い合わせ先　財務省理財局財政投融資総括課財務取引係
電話、代表 03(3581)4111
財務省ホームページ　https://www.mof.go.jp